

An aerial photograph of a vast lavender field with rows of purple flowers stretching towards the horizon. A dirt path runs through the field, and a single tree stands on the right side. In the background, there are green trees and distant hills under a clear sky. A yellow trapezoidal shape is overlaid in the top left corner, containing the newsletter title and date.

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

December 2021

EY Taiwan JBS NEWS LETTER - December 2021 -

3大重点ポイント

1. 台湾への入境について
2. 税の優遇措置について
3. 給与の税務申告について



本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ 前書き

安永聯合會計師事務所（EY台湾）People Advisory Serviceチームでは、12月1日にWEBセミナーを開催しました。セミナーでは、新型コロナウイルス感染症の影響下、外国人が台湾へ入境するための最新の申請方法、対応、外国特定専門人材の申請にかかる審査実務、外専法の租税優遇の詳細な分析及び事例のシェア、並びに雇用主による源泉徴収申告時の留意点を紹介しました。今回は、当該セミナーのポイントを整理してお伝えします。

▶ 今回お伝えしたいポイント

<外国人にかかる3大重点ポイント>

1. 台湾への入境について
2. 税の優遇措置について
3. 給与の税務申告について

3大重点ポイント

1. 台湾への入境について
2. 税の優遇措置について
3. 給与の税務申告について

「3大重点ポイント - 1.台湾への入境について、2.税の優遇措置について、3.給与の税務申告について」

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるい、各国政府は、感染の拡大を防ぐため、入境制限などの措置を実施しました。この結果、外国人(及びその親族)は入境できないという課題に直面しています。他方で、国際間の経済は相互に依存する関係にあり、また、各国それぞれが国家としての競争力を高めるため、特に一流の人材の確保を競っており、企業の外国人材の採用にかかる需要は絶えず、台湾も例外ではありません。

台湾では、優秀な人材を外国から誘致するため、2018年に「外国専門人材招聘雇用法」が施行され発効されました。また、今年(2021年)6月には、優秀な人材を台湾により長く滞在させるため、当該法令の改正案が立法院を通過し、10月25日に正式に施行されています。

3大重点ポイント その1:台湾への入境について

新型コロナウイルス感染症のパンデミック下、最新の規制に従い、外国人は主に3つの目的で台湾の入境申請を行うことができます。

1. ビジネス目的による台湾入境: 経済部は、台湾における重要な投資、国外の大口顧客による台湾での購買、及びビジネス契約の履行の3つを優先しています。
2. 個人名義による申請: 葬儀への出席といった重要な事情等、緊急及び人道的配慮による理由で台湾への入境が必要となる場合には、外交部の在外公館へ「特別入境ビザ」を申請する前に、中央感染症指揮センターから特別な許可を取得する必要があります。
3. 外国籍の配偶者及び未成年子女の台湾入境: 国民の家族団らんの権利を保護するため、今年9月13日より、すでに婚姻手続を済ませている外国籍配偶者及び未成年子女の入境申請が再開されました(同年12月より、台湾の居留証を有する外国人の配偶者及び未成年子女の入境申請も再開されています)。

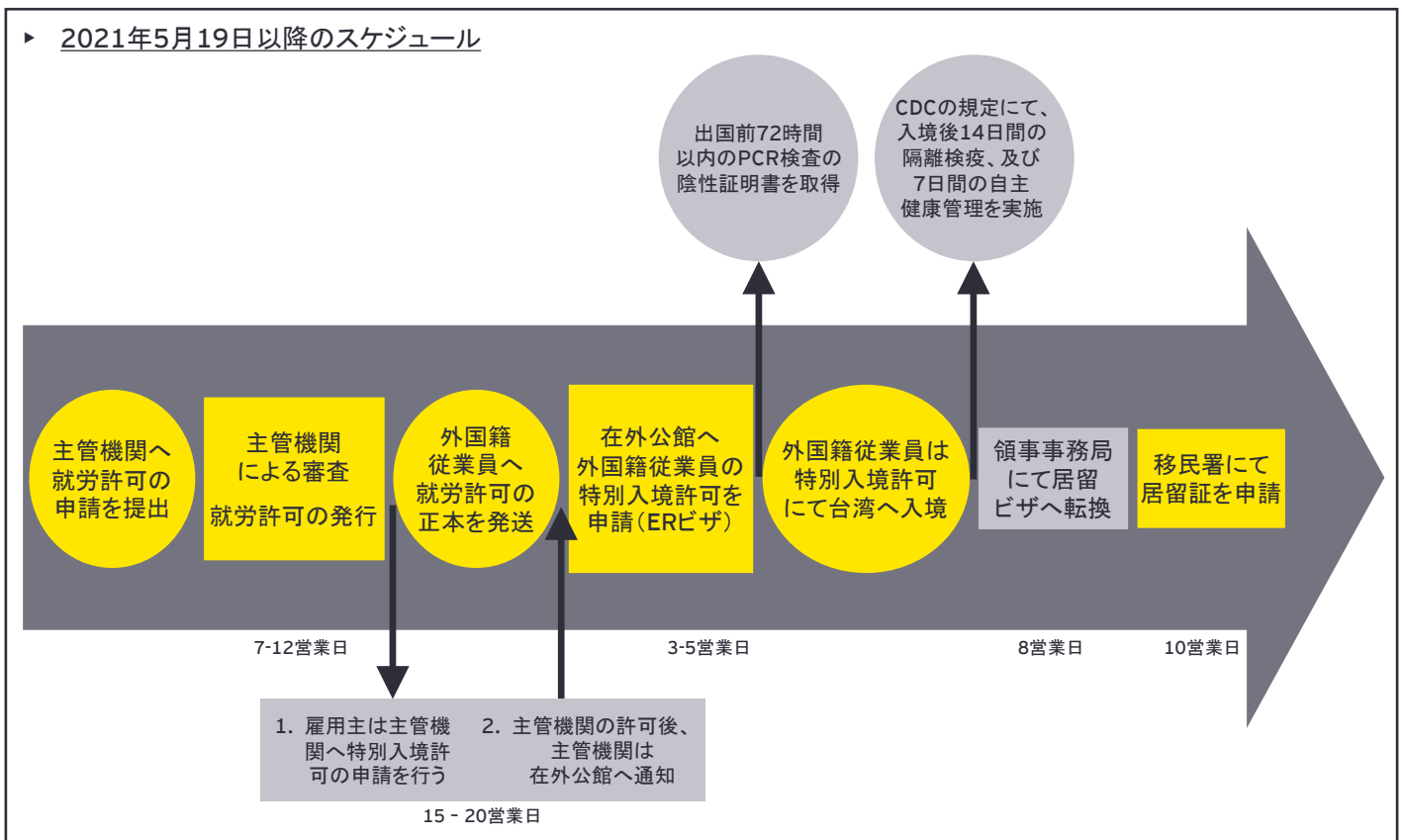
3大重点ポイント

1. 台湾への入境について
2. 税の優遇措置について
3. 給与の税務申告について

ビジネス目的による台湾入境にあたっては、今年(2021年)5月19日以降、主管機関から就労許可を取得した後、さらに雇用主は別途主管機関に特別入境許可の申請を行うことが必要となっています。許可を取得後、外国籍の従業員は在外公館へ特別入境ビザ(ERビザ)を申請することができます。ERビザにて台湾入境後は、CDCの規則に従い14日間の隔離と7日間の自主健康管理を行い、外交部領事局へ居留ビザへの転換申請を行う必要があります。

この結果、現行の居留ビザ申請に必要な作業時間は、以前に比べると30日近く増しており、事前計画と準備が重要です。

現行の居留証申請手続:



また、台湾政府は、外国専門人材を台湾に誘致するため「外国専門人材招聘雇用法」を施行しました。これにかかる留意点は以下の2点です。

1. 「特定専門人材の就労許可」及び「就業ゴールドカード」の申請に対する主管機関の審査はより厳しくなっています。申請書類は、公告されている最新のチェックリストに従って作成する必要があります。
2. 「特定専門人材の就労許可」を通じて居留証を取得することと、就業ゴールドカードの取得は異なります。

3大重点ポイント

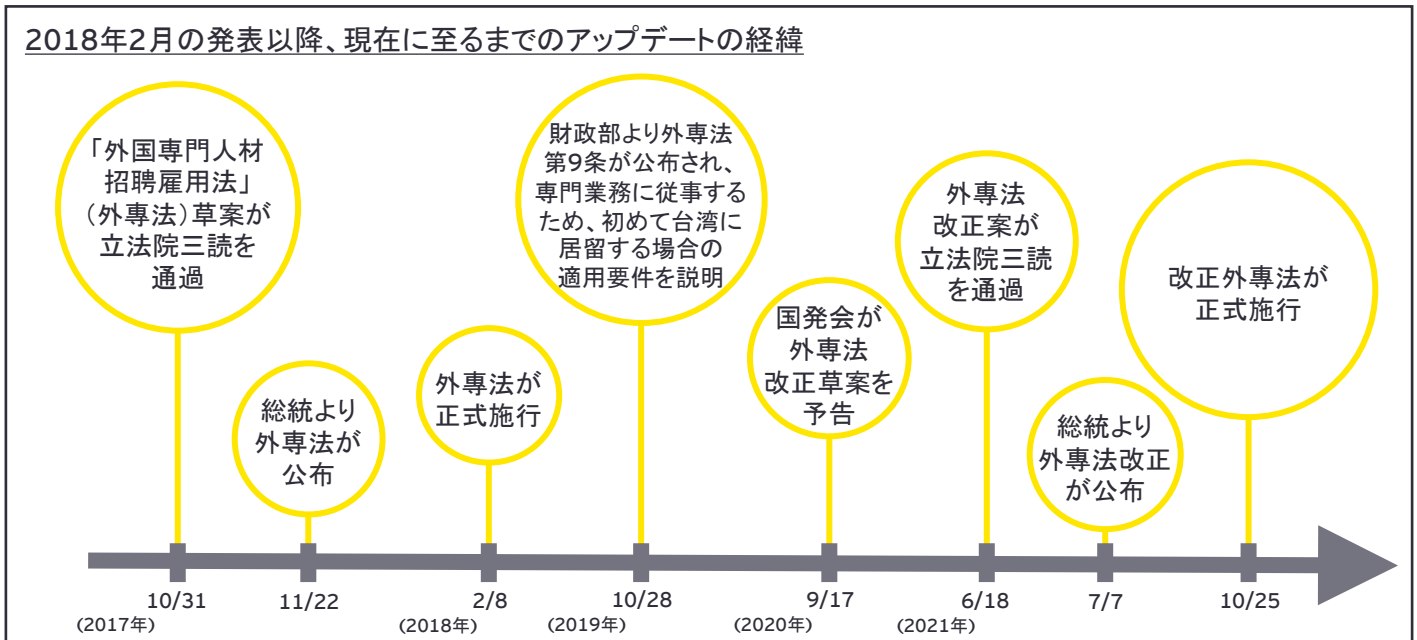
1. 台湾への入境について
2. 税の優遇措置について
3. 給与の税務申告について

3大重点ポイント その2: 税の優遇措置について

2018年2月8日に正式に施行された「外専法」は、特定の外国専門人材に対して、より魅力的な仕事、居留規定、租税優遇、社会保障、及びその他関連する権利を提供することによって、台湾に居住し働く優秀な人材を誘致することを目的としています。

一定期間の検討と実施を経て、2021年10月25日に外専法の改正案が正式に施行されています。当初の規制が緩和され、要件を満たす外国専門人材は、就労許可及び居留権をより容易に取得できるようになり、また、台湾企業にとっても、人材の雇用にあたり、より多くの選択肢を持つことができるようになりました。

改正案が公表されてから現在までのスケジュール:



本改正の6つのポイント:

- ▶ 従来の8大専門分野より「国防」が追加された
- ▶ 就労許可の申請要件が緩和され、2年間の職務経験は不要となった
- ▶ 居留証を直接申請できるようになり、居留証の取得が簡略化された
- ▶ 租税優遇の適用期間が3年から5年へ延長された
- ▶ 国民健康保険の加入規制が緩和された
- ▶ 永久居留証の申請に必要な居住年数が5年から3年に短縮された

外国特定専門人材に対する所得税の減免措置の規定に従った租税優遇の適用にあたっては、専門業務に就く前の5年以内において、台湾の戸籍を有しておらず、所得税法に規定される台湾国内居住者に該当していないといった条件を満たす必要があります。台湾の税金及び関連する福利厚生を会社が負担することを約定している場合、雇用契約または関連する補足文書において明確に記載する必要があります。実務上、雇用契約に記載されている給与額が、実際申告時の所得額とは異なる場合がありますが、国税局は必要に応じて雇用主に追加の説明を要求します。

3大重点ポイント

1. 台湾への入境について
2. 税の優遇措置について
3. 給与の税務申告について

3大重点ポイント その3: 給与の税務申告について

新型コロナウイルスの感染防止のため、各国政府は渡航制限などの対応を実施しています。この結果、国をまたぐ移動や、勤務地からの帰国予定が変更となる可能性があり、台湾国内の滞在日数、個人居住者の認定について問題が生じる可能性もあります。財政部から会計士協会へ提出された公文書によると、財政部は国税局に対して、個々の案件に対する処理の緩和を求めています。

なお、外国人には2つの租税優遇があります。前述の外専法によって提供される「特定専門人材」の租税優遇のほか、従来2008年より財政部より公表されている特定の福利厚生の特典優遇があります。

優遇の範囲及び適用方法は以下の通りです。

外国専門人材 租税優遇

- ▶ 雇用契約に基づき、雇用主が払う一部の福利厚生項目に対する租税優遇。例えば、本人及びその家族の往復旅費、本人の帰国旅費、引越し費用、公共料金、クリーニング代、電話代、家賃、賃貸物件の修繕費、子女の奨学金等が免税対象となる。
- ▶ 雇用主は、源泉徴収票の申告にあたって、法令に従い給与所得項目から除外することができる。

外国特定専門 人材租税優遇

- ▶ 条件を初めて満たした課税年度より5年以内において、NTD300万円を超える額の半分について、課税所得総額への計上が免除される。なお、所得基本税額条例における非台湾源泉所得の基本税額納付に関する規定は適用できない。
- ▶ 従業員は、年度の所得税申告において、免税となる部分を所得総額に計上せず申告を行う。

優遇対象の条件が異なるため、租税優遇を適用するために必要な情報、書類、手続きも異なります。国税局からの書面による問い合わせ、または否認などの状況を回避するため、会社の会計または人事の方は、それぞれ留意をし、必要な書類を事前に準備しておく必要があります。

最後に、今年1月2日より新たな居留証番号の切り替えが開始されています。既に切り替えを行っている場合、番号の不一致による手続きへの影響を避けるため、新たな番号を使用して源泉徴収票を申請し、また、従業員の自然人としての各書類の更新を行うことをお勧めします。

JBS NEWS LETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWS LETTERについて

EY台湾では、JBS NEWS LETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

| 発行月 | タイトル |
|----------|---|
| 2021年11月 | 台湾における日系企業から多く頂くご質問(法人所得税編②) |
| 2021年10月 | 海外駐在員の税金に対する補填手当の方針について |
| 2021年9月 | コロナウィルス禍における台湾への外国人入境へのキー ～特別許可～ |
| 2021年8月 | 台湾における日系企業から多く頂くご質問(法人所得税編①) |
| 2021年7月 | 台湾における日系企業から多く頂くご質問(会社決算・取引編) |
| 2021年6月 | 台湾におけるコロナウィルス対策 税務救済措置まとめ |
| 2021年5月 | 新台湾赴任者のための制度基礎(移転価格税制及び個人編)新型コロナウイルスによる株主総会延期 (停止)措置に対する非公開会社の対応整理 |
| 2021年4月 | 新台湾赴任者のための制度基礎(会計・税務-法人編-) |
| 2021年3月 | 外国特定専門人材の租税優遇の最新の動向、税務居住者判定にかかる新型コロナウイルス感染症に 対応した緩和対策の概要 |
| 2021年2月 | 台湾における移転価格審査準則の改正 |
| 2021年1月 | 台湾国外との取引における源泉税と租税協定による免税申請対応 |
| 2020年12月 | 台湾における印紙税の概要 |
| 2020年11月 | 移転価格税制と事前確認制度APA |

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWS LETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡をください。

安永聯合會計師事務所

People Advisory Service

劉惠雯 稅務營運長

02 2757 8888 # 88858

heidi.liu@tw.ey.com

林鈺芳 協理

02 2757 8888 # 67001

evelyn.lin@tw.ey.com

陳千惠 資深經理

02 2757 8888 # 65121

grace.chen@tw.ey.com

李中鈺 經理

02 2757 8888 # 67039

wendy.cy.lee@tw.ey.com

JBS (Japan Business Services)

清本雅哉 副總經理

02 2757 8888 # 88830

masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本純也 協理

02 2757 8888 # 66458

junya.hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理

02 2757 8888 # 66525

masato.horii@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所および財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2021 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

APAC No. 14006302
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

